

令和7年10月1日
障 害 者 福 祉 課

改善勧告に従わない障害児通所支援事業所の公表について

区は、障害児通所支援を運営する下記の事業者（以下「運営法人」という。）に対して、児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の2第1項に基づく監査を実施し、事業運営に改善が必要な事項があったと認めたため、運営法人に対して、法第21条の5の2第3第1項の規定に基づく改善勧告を実施しました。しかし、指定期日までに全ての改善が行われなかったため、法第21条の5の2第3第2項の規定に基づき、その旨を公表します。

記

1 運営法人について

- (1) 名 称：Harvey & Mac Laurin 特定非営利活動法人
- (2) 代 表 者：代表理事 畑田 明信

2 事業所について

- (1) 名 称：ハービー&マックローリン・陽だまり介護センター
- (2) 所 在 地：東京都港区高輪3-19-20-103号・102号
高輪3-19-23-1003号
- (3) 提供事業：児童発達支援、放課後等デイサービス

3 公表に至る経緯について

- 令和7年7月22日 改善勧告
- 8月21日 改善期限
運営法人から一部の改善資料が提出される。
- 9月 8日 運営法人から改善が報告されないため、再度、改善勧告
- 9月16日 改善期限
運営法人から一部の改善資料が提出される。
- 9月 日 期限内に勧告に従わなかったため公表

4 確認した事実について

- (1) サービス提供に関すること

- ア サービス提供記録を適切に作成しておらず、個別支援計画に基づきサービス提供を行っていることが確認できない。
- イ 車両を使用した課外活動を行っているにもかかわらず、車両運行記録の作成や支援場所の記録を行っておらず、支援の実態が確認できない。
- (2) 職員配置に関すること
 - ア 港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「区条例」という。）に規定する人員配置を行っていない。
- (3) 設備に関すること
 - ア 一部の発達支援室について、療育に必要な設備や備品を備えていることが確認できない。
- (4) 管理者及び児童発達支援管理責任者に関すること
 - ア 管理者は、事業所の従業者及び利用児童の管理を行っていない。
 - イ 管理者は、事業所の従業者に対して、区条例を遵守させるために必要な指揮命令を行っていない。
 - ウ 児童発達支援管理責任者は、区条例に定める業務を行っていない。
- (5) 届出に関すること
 - ア 監査で確認した従業者の勤務形態一覧表と区に届け出ている勤務形態一覧表の内容が異なっており、必要な届出を行っていない。

5 勧告事項と改善の状況について

	勧告事項	改善の状況
(1)	個別支援計画、サービス提供記録及び車両を使用して課外活動を行った場合の車両運行記録を適切に作成すること。また、個別支援計画やサービス提供実績に基づく障害児通所給付費の請求については、十分に点検を行い、点検結果を区に報告するとともに、不適切な請求については、関係自治体に報告の上、返還すること。	・個別支援計画について、保護者の同意を得た、直近に作成した全児童分の提出を求めたが、事業者から提出された計画は一部の児童分である。 ・サービス提供記録は、改善勧告日から改善期限までに作成した全児童分の提出を求めたが、提出された記録は、一部の児童分であり、また、記録には、支援者氏名、記録作成者氏名、支援場所等が記載されていないことを考慮すると、適切にサービス提供されていることが確認できない。

		・車両を使用した活動を行っているため、車両運行日時、乗車児童、行先等を記録した車両運行記録の提出を求めたが、報告が行われていない ・個別支援計画やサービス提供記録に関わる障害児通所給付費の点検について、結果の報告が行われていない。
(2)	区条例を遵守した従業者配置を行うこと。また、従業者の配置については、従業者の配置体制及び勤務実態の管理体制を明確化し、その内容を区に報告すること。	・従業者のシフト表や勤務実績は提出したが、シフト表の作成者、シフト表の従業者への周知方法や日々の勤怠管理方法等の従業者の管理体制については改善策を示さないため、改善対応としては不十分である。
(3)	全ての発達支援室並びに設備及び備品について、詳細を区に提示すること。	・事業所の発達支援室に備えている設備、備品、用途及び発達支援室の面積が分かる資料について、報告が行われていない。
(4)	管理者業務及び児童発達支援管理責任者業務を明確化すること。また、当該事業所の従業者及び利用児童を適切に管理できる体制を構築するとともに、業務内容及び管理体制について、区に報告すること。	・事業者は、管理者業務について報告されたが、管理者業務をいつ、どのように管理者が行うのか等、具体的な改善策を示さないため、改善対応としては不十分である。 ・また、管理者業務の報告として、管理者は児童発達支援管理責任者に対して個別支援計画の作成を担当させる、という内容が含まれていたが、(1)の改善状況から、管理者が果たしている役割は、十分であると認められない。 ・従業者及び利用児童を適切に管理できる体制について、構築した内容を示さないため、改善対応としては不十分である。

(5)	指定に係る事項に変更があった場合は、10日以内に区に届け出ること。また、令和3年8月以降の事業所の体制について、正しい内容で変更届を提出すること。さらに、障害児通所給付費の受給について不適切な事案があった場合は、関係自治体に報告の上、返還すること。	・事業者は、令和3年8月以降、変更に係る届出を行っていないが、令和6年12月に監査で確認した体制と令和3年8月に届け出された体制は一致していない。そのため、令和3年8月以降の体制について、変更届の提出が必要であるが、変更の届出を行っていない。
-----	---	--

6 今後の対応

上記のとおり、期限内に改善勧告に従わなかったため、当該運営法人に対して、改めて期限を付して、具体的な改善報告を求めるとともに、事業所の現地訪問等を行い、児童福祉法関係法令を遵守した事業所運営を行うよう運営法人を指導します。

なお、今後も正当な理由なく改善を行わない場合は、行政手続法第13条に基づき、弁明の機会を付与した後、法第21条の5の2第3項に基づき、改善命令を行います。